

資 料 編

- 資料 1 長崎県健康危機管理要領
(平成12年5月11日制定、平成19年1月23日改正、
平成26年3月改正)
- 資料 2 長崎県の救急医療体制
- 資料 3 救急告示病院一覧
- 資料 4 警察署一覧
- 資料 5 消防機関一覧
- 資料 6 保健所等一覧
- 資料 7 他マニュアルの対応フロー図
- 資料 8 炭疽菌等汚染事故取り扱い要領
- 資料 9 感染症対策における広域連携に係る実施要領
- 資料 10 原因不明の健康被害が発生した場合の情報共有マニュアル
- 資料 11 保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

資料 1

長崎県健康危機管理要領

1 目的

「長崎県健康危機管理要領」は、県民の生命、健康の安全に関する危機管理について迅速かつ適切に行うため、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) 健康被害とは、薬物、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により県民の生命や健康が脅かされる事態をいう。
- (2) 健康危機管理とは、健康被害の発生防止、拡大防止、治療等に関する業務をいう。
- (3) 健康危険情報とは、薬物、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる県民の生命や健康の安全に直接関わる情報をいう。

3 長崎県健康危機管理担当課長会議の設置

(1) 設置目的

健康被害発生時における円滑な協力を確保するとともに、健康危機管理のあり方について検討し、かつ健康被害発生時の迅速かつ適切な対応を行ううえで必要な調整を行うことを目的に、長崎県健康危機管理担当課長会議（以下「課長会議」という）を設置する。

(2) 業務

平常時

- ア 健康被害発生時の連絡・協力体制の確立
- イ 健康危険情報の交換
- ウ 健康危機管理体制の見直し又は検討

健康被害発生時

- ア 迅速な健康危険情報の収集と関係機関等への提供
- イ 原因不明あるいは複雑な健康被害発生時の対応
- ウ 原因究明作業への支援
- エ 原因判明後の個別分野別体制への引継ぎ

(3) 構成

下記のとおりとする。なお、事態の状況等に応じ、課長会議構成員以外の者の参加を求めることができる。

- 議長 福祉保健部長
- 副議長 福祉保健部次長
- 構成員 危機管理監 危機管理課長
- 消防保安室長

総務部	広報課長
県民生活部	県民協働課長 生活衛生課長
環境部	環境政策課長 水環境対策課長 環境保健研究センター所長
福祉保健部	福祉保健課長 医療政策課長 薬務行政室長 障害福祉課長
県警察本部	捜査第一課長

(4) 開催

課長会議は、議長が招集して開催する。

なお、必要に応じ健康危機管理の各担当課（以下「担当課」という）において会議開催を要請できる。

(5) 幹事会の設置

課長会議の下に課の実務担当者からなる長崎県健康危機管理担当幹事会（以下「幹事会」という。）を設置し、関係機関間の情報交換、連絡・協力体制の整備を図る。

(6) 庶務

課長会議及び幹事会の庶務は、福祉保健課において行う。

4 健康危機管理対策本部の設置

(1) 課長会議は、重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該被害の程度、緊急度等を勘案し庁内に健康危機管理対策本部を設置する。

(2) 重大な健康被害が県内の特定地域に集中している場合には、所轄保健所は所内に健康危機管理現地対策本部を設置する。

(3) 健康危機管理対策本部及び健康危機管理現地対策本部の構成員等については、事案や状況に応じて、その都度、弾力的に定める。

5 健康危機管理担当課の役割

(1) 健康被害が発生した場合の担当課の役割分担は、表1のとおりとする。

(2) 担当課は、健康危険情報の広範な収集、分析に努める。

(3) 健康危険情報を入手した担当課は、当該情報に伴う対応が想定される関係課及び関係機関に対し、速やかに当該情報を提供し、当面の原因究明等の支援に努める。

表1 長崎県健康危機管理要領における健康危機管理担当課等の役割分担

部	課	班・係	業 務 内 容
福祉保健部	福祉保健課	総務係	対策本部設置箇所の決定等
		企画予算班	部内の総合調整
	医療政策課	地域医療班	治療に係る医療機関への情報提供・連絡調整
		感染症対策班	感染症その他関係する情報の収集分析
	薬務行政室		医薬品、毒物劇物その他関係する情報の収集分析
	障害福祉課	精神保健福祉班	精神面の健康相談の情報収集・分析
保健所		初動調査、情報の収集分析、本庁への情報提供・報告、被害の拡大防止 現地対策本部の庶務	
危機管理監	危機管理課	防災班	自衛隊の災害派遣要請
		基地・原子力対策班	その他関係する情報の収集分析
	消防保安室	消防班	救急搬送に係る消防機関との連絡調整
総務部	広報課	報道企画班	危機管理事象の広報
県民生活部	県民協働課	総務企画班	部内の総合調整
	生活衛生課	食品乳肉衛生班	食中毒に係る情報の収集分析
環境部	環境政策課	総務企画班	部内の総合調整
		環境監視班	環境被害に係る情報の収集分析
	水環境対策課	水資源班	飲料水対策に係る情報の収集分析
	環境保健研究センター	環境科、生活化学科、保健科	病因物質の特定、保健所等関係機関への技術指導
県警察本部	捜査第一課		病因物質の特定、犯罪捜査

長崎県の救急医療体制

(平成25年4月1日現在)

圏域	初期(一次)救急医療体制				二次救急医療体制			三次救急医療体制
	休日夜間 急患センター	診療日	在宅当番医制	診療日	病院群輪番制病院	救急医療協力病院	その他の医療機関	
長崎	長崎市夜間 急患センター	月～土 休日 年末年始	長崎市医師会 西彼杵医師会	休日 休日	<長崎南> 長崎市立市民病院 掖済会病院 長崎記念病院 十善会病院 <長崎北> 長崎原爆病院 長崎病院 井上病院 聖フランシスコ病院 済生会長崎病院 長崎百合野病院	<長崎地区> 大久保病院 三菱病院 千綿病院 日浦病院 長崎友愛病院	長崎北徳洲会病院 虹が丘病院 田上病院 上戸町病院 出島病院 恵美須町病院 光晴会病院 ながさきハートクリニック 長崎市立病院成人病センター	長崎大学病院 救命救急センター 長崎医療センター 救命救急センター 佐世保市立総合病院 救命救急センター
佐世保 県北	佐世保市立 急病診療所	月～土 休日 年末年始	佐世保市医師会 平戸市医師会 北松浦医師会	休日 休日 休日	佐世保市立総合病院 長崎労災病院 佐世保中央病院 福田外科病院 佐世保共済病院 京町内科病院 三川内病院 久保内科病院 千住病院 杏林病院 俵町浜野病院 北松中央病院	平戸市立生月病院 潜竜徳田循環器科内科整形外科病院 押淵病院 柿添病院	平戸市民病院 青洲会病院	
県央			諫早医師会 大村市医師会 東彼杵郡医師会	休日 休日 休日	健康保険諫早総合病院 市立大村市民病院 宮崎病院 長崎川棚医療センター 西諫早病院 長崎医療センター 長崎原爆諫早病院	貞松病院 諫早記念病院		
県南			島原市医師会 南高医師会	休日 休日	長崎県島原病院 柴田長庚堂病院 愛野記念病院 泉川病院 哲翁病院 公立新小浜病院			
五島			五島医師会	休日	長崎県五島中央病院	長崎県富江病院 長崎県奈留病院		
上五島				平日夜間		長崎県上五島病院	小値賀町国民健康保険診療所	
壱岐			壱岐医師会	休日	壱岐市民病院 光武内科循環器科病院			
対馬			対馬市医師会	休日	長崎県対馬いづはら病院 長崎県中対馬病院 長崎県上対馬病院			
県全体	2カ所		13郡市医師会		41病院(38)	14病院(11)	10病院、2診療所(12)	3病院(3)

1 「」印は救急告示医療機関、()の数字は救急告示医療機関数、総数62医療機関

2 救急告示医療機関.....「救急病院等を定める省令」に基づき、相当の知識及び経験を有する医師を常時配置するなど一定の要件を満たし「自ら救急業務に協力する」ことを申し出た医療機関。
保健医療対策協議会(救急医療対策部会)の意見聴取を経て、県が認定のうえ告示。

3 病院群輪番制病院.....地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日夜間の診療体制を整え、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れる病院。
地域医療対策協議会、保健医療対策協議会(救急医療対策部会)の意見聴取を経て、県が承認。

4 救急医療協力病院.....救急患者が病院群輪番制病院へ集中することによって生じる診療機能のムヒを回避するために救急患者対応を行う病院。
地域保健医療対策協議会からの申し出に基づき保健医療対策協議会(救急医療対策部会)の意見聴取を経て、県が認定。

2医療機関は再掲

救急告示医療機関一覧

平成26年1月1日現在

保健所名	施設名	経営主体	区分	所在地	(当初) 認定年月日	(更新) 認定年月日	認定の 有効期限	
1	長崎市 20 施設	長崎市立市民病院	地方独立行政法人長崎市立病院機構	市町立	長崎市新地町6番39号	S 39. 6.30	H24. 4. 1	H27. 3.31
2		十善会病院	社会福祉法人	社会福祉法人	長崎市籠町7番18号	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
3		長崎記念病院	医療法人	医療法人	長崎市深堀町1丁目11番地54	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
4		出島病院	医療法人	医療法人	長崎市出島町12番23号	S 39. 6.30	H23. 4. 1	H26. 3.31
5		田上病院	医療法人	医療法人	長崎市田上2丁目14番15号	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
6		長崎掖済会病院	(社)日本海員掖済会	社団法人	長崎市榎島町5番16号	S 39.10. 9	H23. 2. 1	H26. 1.31
7		済生會長崎病院	社会福祉法人恩賜財団	公的	長崎市片淵2丁目5番地1号	S 58.11. 1	H23. 2. 1	H26. 1.31
8		上戸町病院	医療法人財団	医療法人	長崎市上戸町4丁目2番20号	H 4. 9. 4	H25. 9. 4	H28. 9. 3
9		井上病院	医療法人	医療法人	長崎市宝町6番12号	S 49. 5. 7	H23. 2. 1	H26. 1.31
10		長崎大学病院	国立大学法人長崎大学	国立	長崎市坂本1丁目7番1号	S 53.12. 1	H23. 2. 1	H26. 1.31
11		長崎北徳洲会病院	医療法人	医療法人	長崎市清石1丁目12番5号	S 62. 9.17	H23. 9.17	H26. 9.16
12		虹が丘病院	医療法人	医療法人	長崎市虹が丘町1番1号	H 2. 9.17	H23. 9.17	H26. 9.16
13		恵美須町病院	医療法人	医療法人	長崎市恵美須町3番4号	H 9. 1.14	H23. 1.14	H27. 1.13
14		聖フランスコ病院	宗教法人	宗教法人	長崎市小峰町9番20号	H 11. 6.24	H23. 6.24	H26. 6.23
15		日本赤十字社長崎原爆病院	日本赤十字社	公的	長崎市茂里町3番15号	H 12. 2. 1	H24. 2. 1	H27. 1.31
16		光晴会病院	医療法人	医療法人	長崎市葉山1丁目3番12号	H 13. 8.17	H25. 8.17	H28. 8.16
17		長崎市立病院成人病センター	地方独立行政法人長崎市立病院機構	市町立	長崎市淵町20番5号	H 14. 4. 1	H24. 4. 1	H26. 3.31
18		日浦病院	医療法人	医療法人	長崎市下黒崎町1402番地	S 59.12. 1	H23. 2. 1	H26. 1.31
19		長崎友愛病院	医療法人	医療法人	長崎市蚊焼町2314番地1	S 58. 4. 1	H25. 9. 4	H28. 9. 3
20		三菱重工株式会社 長崎造船所病院	医療法人	一般企業	長崎市館の浦町1番73号	H 25. 6.10		H28. 6. 9
21		ながさきハートクリニック	医療法人	医療法人	長崎市恵美須町4-1	H 21. 1.23	H24. 1.23	H27. 1.22
22	佐世保市 13 施設	佐世保共済病院	国家公務員共済組合連合会	公的	佐世保市島地町10番17号	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
23		佐世保中央病院	医療法人	医療法人	佐世保市大和町15番地	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
24		佐世保市立総合病院	佐世保市	市町立	佐世保市平瀬町9番地3	S 39. 6.30	H23. 2. 1	H26. 1.31
25		杏林病院	個人	個人	佐世保市早苗町491-14	S 60. 8.31	H23. 2. 1	H26. 1.31
26		俄町浜野病院	医療法人	医療法人	佐世保市俄町22番1号	H 13.11. 1	H25.11.1	H28.10.31
27		久保内科病院	医療法人	医療法人	佐世保市田原町11番9号	H 2. 9.17	H23. 9.17	H26. 9.16
28		福田外科病院	医療法人	医療法人	佐世保市藤原町38-3	H 6. 3.17	H24. 3.17	H27. 3.16
29		京町内科病院	医療法人	医療法人	佐世保市本島町1-20	H 6. 3.17	H24. 3.17	H27. 3.16
30		長崎労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	公的	佐世保市瀬戸越2丁目12番5号	H 7. 9. 4	H25. 9. 4	H28. 9. 3
31		三川内病院	医療法人	医療法人	佐世保市三川内本町290番地	H 12. 2. 1	H24. 2. 1	H27. 1.31
32		千住病院	医療法人	医療法人	佐世保市宮地町5番5号	H 1.11.20	H25.11.20	H28.11.19
33		北松中央病院	地方独立行政法人	市町立	佐世保市江迎町赤坂免299番地	S 42. 9.16	H23. 2. 1	H26. 1.31
34		潜徳徳田循環器科内科整形外科病院	医療法人	医療法人	佐世保市江迎町田ノ元免467番地	S 44.10.14	H23. 2. 1	H26. 1.31
35		西彼1施設	長崎百合野病院	医療法人	医療法人	西彼郡時津町元村郷1155番地2	S 58. 4. 1	H23. 2. 1
36	県央 8 施設	市立大村市民病院	大村市	市町立	大村市古賀島町133番地22	S 42. 4. 4	H23. 2. 1	H26. 1.31
37		長崎医療センター	独立行政法人国立病院機構	国立	大村市久原2丁目1001番地1	S 42. 4. 4	H23. 2. 1	H26. 1.31
38		長崎川棚医療センター	独立行政法人国立病院機構	国立	東彼郡川棚町下組郷2005番地1	S 45. 6.26	H23. 2. 1	H26. 1.31
39		宮崎病院	医療法人	医療法人	諫早市久山町1575-1	S 57. 2. 1	H23. 2. 1	H26. 1.31
40		諫早記念病院	医療法人	医療法人	諫早市天満町2番21号	S 42. 9.16	H23. 2. 1	H26. 1.31
41		西諫早病院	医療法人	医療法人	諫早市貝津町3015番地	H 1.11.20	H25.11.20	H28.11.19
42		真松病院	医療法人	医療法人	大村市東本町537	S 63. 8.10	H24. 8.10	H27. 8. 9
43		健康保険諫早総合病院	社団法人	社団法人	諫早市永昌東町24-1	H 16. 4. 1	H25. 4. 1	H28. 3.31
44	県南 5 施設	長崎県島原病院	長崎県病院企業団	病院企業団	島原市下川尻町7895番地	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
45		泉川病院	医療法人	医療法人	南島原市深江町丁2405	H 4. 9. 4	H25. 9. 4	H28. 9. 3
46		愛野記念病院	医療法人	医療法人	雲仙市愛野町甲3838番地1	H 11. 3.29	H23. 3.29	H26. 3.28
47		公立新小浜病院	町村組合	市町立	雲仙市小浜町南本町93番地	H 14. 3. 1	H23. 3. 1	H26. 2.28
48	柴田長庚堂病院	医療法人	医療法人	島原市中堀町68番地	H 11. 6.24	H23. 6.24	H26. 6.23	
49	県北 5 施設	国民健康保険平戸市民病院	平戸市	市町立	平戸市草積町1125番地12	H 8.11.29	H23.11.29	H26.11.28
50		柿添病院	医療法人	医療法人	平戸市鏡川町278番地	H 10. 9. 4	H25. 9. 4	H28. 9. 3
51		平戸市立生月病院	平戸市	市町立	平戸市生月町山田免2965番地	S 56. 1.20	H23. 2. 1	H26. 1.31
52		押淵病院	医療法人	医療法人	松浦市御厨町里免37番地の1	S 58.10.11	H23. 2. 1	H26. 1.31
53	青洲会病院	医療法人	医療法人	平戸市田平町山内免612番地の4	H 4. 9. 4	H25. 9. 4	H28. 9. 3	
54	五島 3 施設	長崎県五島中央病院	長崎県病院企業団	病院企業団	五島市吉久木町205番地	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
55		五島中央病院附属診療所 奈留医療センター	長崎県病院企業団	病院企業団	五島市奈留町浦1644番地	H26.1.1	H26.1.1	H28.12.31
56		長崎県富江病院	長崎県病院企業団	病院企業団	五島市富江町狩立499番地	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
57	上五島 2施設	長崎県上五島病院	長崎県病院企業団	病院企業団	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
58		小値賀町国民健康保険診療所	小値賀町	市町立	北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地8	H23. 2.23	H23. 2.23	H26. 2.22
59	沓岐 2施設	沓岐市民病院	沓岐市	市町立	沓岐市郷ノ浦町東触1626番地	S 42. 9.16	H23. 2. 1	H26. 1.31
60		光武内科循環器科病院	医療法人	医療法人	沓岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	S 63. 8.10	H24. 8.10	H27. 8. 9
61	対馬 3 施設	長崎県中对馬病院	長崎県病院企業団	病院企業団	対馬市美津島町鶴知甲1304番1	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
62		長崎県対馬いづはら病院	長崎県病院企業団	病院企業団	対馬市厳原町東里303番地1	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31
63		長崎県上対馬病院	長崎県病院企業団	病院企業団	対馬市上対馬町比田勝630番地	H21. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 3.31

経営主体(区分)	施設数	備考
国	3	
病 院 企 業 団	8	
市 町 立	10	
公 的	4	恩賜財団、日赤、労災、共済
医 療 法 人	32	
個 人	1	杏林病院
社 会 福 祉 法 人	1	
宗 教 法 人	1	
社 団 法 人	2	
一 般 企 業	1	
計	63	

長崎県内消防機関の名称及び所在地

平成25年2月1日

名 称	〒	所 在 地	電話番号
長崎県危機管理課	850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-895-2142
長崎県消防保安室	850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-895-2146
長崎県消防学校	856-0815	大村市森園町663-3	0957-53-6155
長崎市消防局	850-0032	長崎市興善町3番1号	095-822-0461
中央消防署	850-0032	長崎市興善町3番1号	095-820-0119
松が枝出張所	850-0921	長崎市松が枝町4番31号	095-822-4978
蛭茶屋出張所	850-0811	長崎市矢の平1丁目1番1号	095-822-4359
小島出張所	850-0835	長崎市桜木町6番47号	095-824-4097
矢上出張所	851-0116	長崎市東町1936番地1	095-838-3655
茂木出張所	851-0241	長崎市茂木町75番地10	095-836-0227
飽の浦出張所	852-0063	長崎市飽の浦町10番2号	095-861-0834
北消防署	852-8134	長崎市大橋町16番1号	095-848-0119
浦上出張所	852-8117	長崎市平野町10番29号	095-846-7974
滑石出張所	852-8062	長崎市大園町4番1号	095-857-0082
小江原出張所	851-1132	長崎市小江原2丁目28番12号	095-846-7204
三重出張所	857-2212	長崎市畝刈町28番地7	095-860-9119
式見出張所	851-1137	長崎市式見町357番地	095-840-4119
浜田出張所	851-2102	西彼杵郡時津町浜田郷824番地2	095-882-3345
琴海出張所	851-3212	長崎市長浦町2606番地1	095-886-3811
神浦出張所	851-2403	長崎市神浦江川町2番地1	0959-24-0119
池島派出所	857-0071	長崎市池島町1009番地の1	0959-26-0119
南消防署	850-0961	長崎市小ヶ倉町3丁目76番地78	095-879-6119
土井首出張所	850-0982	長崎市柳田町45番地1	095-878-8853
野母崎出張所	851-0505	長崎市野母町1655番地	095-893-0291
高島出張所	851-1313	長崎市高島町2678番地	095-896-3333
三和出張所	851-0403	長崎市布巻町111番地1	095-898-7099
佐世保市消防局	857-0056	佐世保市平瀬町9番地2	0956-23-5121
中央消防署	857-0056	佐世保市平瀬町9番地2	0956-24-7621
春日出張所	857-0011	佐世保市春日町37番2号	0956-26-4119
干尽出張所	857-0851	佐世保市稲荷町2番58号	0956-32-3119
日宇出張所	857-1151	佐世保市日宇町675番地の2	0956-33-0119
東消防署	859-3223	佐世保市広田1丁目16番9号	0956-38-2519
東彼出張所	859-3811	東彼杵郡東彼杵町大音琴郷187番地1	0957-20-1119
波佐見出張所	859-3715	東彼杵郡波佐見町宿郷338番3	0956-26-7119
西彼出張所	851-3422	西海市西彼町小迎郷3098番地3	0959-37-7119
大崎出張所	857-2419	西海市大島町3384番地11	0959-29-1119
大瀬戸出張所	857-2302	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷1662番地1	0959-22-1307
西消防署	858-0914	佐世保市川下町621番地	0956-47-2076
祝橋出張所	859-6311	佐世保市吉井町橋川内617番地の1	0956-41-2119
宇久出張所	857-4901	佐世保市宇久町平3095番地3	0959-43-4119
佐々出張所	857-0353	北松浦郡佐々町沖田免16番地の7	0956-41-1119
小値賀出張所	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷1537番地	0959-43-3119
江迎・鹿町出張所	859-6143	佐世保市鹿町町深江湯96	0956-65-2444
江迎・鹿町出張所 鹿町分所	859-6204	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦免284-1	0956-77-4029
平戸市消防本部	859-5153	平戸市戸石川町585番地	0950-22-3167
消防署(本署)	859-5153	平戸市戸石川町585番地	0950-22-3167
中津良出張所	859-5504	平戸市下中津良町540番地の2	0950-27-1126
生月出張所	859-5704	平戸市生月町山田免2503番地の4	0950-53-2580
田平出張所	859-4807	平戸市田平町里免239番地1	0950-57-0440
大島出張所	859-5802	平戸市大島村前平1838番地1	0950-55-2040
対馬市消防本部	817-0005	対馬市厳原町棧原52番地第2	0920-52-0119
消防署(本署)	817-0005	対馬市厳原町棧原52番地第2	0920-52-0119
美津島出張所	817-0322	対馬市美津島町雞知甲550番地2	0920-54-3119
豊玉出張所	817-1201	対馬市豊玉町仁位935番地1	0920-58-2119
峰出張所	817-1412	対馬市峰町佐賀560番地	0920-82-0119
上県出張所	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲639番地5	0920-84-2119
上対馬出張所	817-1701	対馬市上対馬町比田勝556番地2	0920-86-3959
空港出張所	817-0322	対馬市美津島町雞知乙283番地	0920-54-3244

長崎県内消防機関の名称及び所在地

平成25年2月1日

名 称	〒	所 在 地	電話番号
壱岐市消防本部	811-5757	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2	0920-45-3037
消防署(本署)	811-5757	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2	0930-45-3037
郷/浦支署	811-5125	壱岐市郷/浦町志原西触676番地	0920-47-1171
勝本出張所	811-5521	壱岐市勝本町西戸触844番地2	0920-42-1119
壱岐空港出張所	811-5203	壱岐市石田町筒城東触1724番地	0920-44-5236
五島市消防本部	853-0007	五島市福江町1番2号	0959-72-3131
消防署(本署)	853-0007	五島市福江町1番2号	0959-72-3131
富江出張所	853-0201	五島市富江町富江165番地1	0959-86-0724
玉之浦出張所	853-0411	五島市玉之浦町玉之浦741番地1	0959-87-2244
三井楽出張所	853-0601	五島市三井楽町濱/畔1049番地4	0959-84-3119
岐宿出張所	853-0312	五島市岐宿町中嶽1219番地4	0959-83-1217
奈留出張所	853-2201	五島市奈留町浦1839番地12	0959-64-2119
福江空港出張所	853-0013	五島市上大津町2158番地	0959-74-3549
新上五島町消防本部	857-4214	南松浦郡新上五島町七目郷902番地1	0959-42-0119
消防署(本署)	857-4214	南松浦郡新上五島町七目郷902番地1	0959-42-0119
若松支署	853-2303	南松浦郡新上五島町宿/浦郷209番地8	0959-44-0119
北魚目救急分遣隊	857-4601	南松浦郡新上五島町小串郷1513番地3	0959-55-3119
県央地域広域市町村圏組合消防本部	854-0005	諫早市城見町24番18号	0957-23-0119
県央地域広域市町村圏組合消防本部通信指令課	854-0061	諫早市宇都町29番1号	0957-24-6500
諫早消防署	854-0005	諫早市城見町24番21号	0957-22-0119
西諫早分署	854-0075	諫早市馬渡町10番1号	0957-26-6372
多良見分署	859-0401	諫早市多良見町化屋1800番地	0957-43-1119
高来分署	859-0144	諫早市高来町溝口44番地	0957-32-2199
飯盛分署	854-1112	諫早市飯盛町開1293番地54号	0957-48-0177
有喜機関員派出所	854-0121	諫早市有喜町221番地1	0957-20-3004
大村消防署	856-0815	大村市森園町34番地1	0957-52-4138
宮小路分署	856-0807	大村市宮小路3丁目1063番地1	0957-55-8017
小浜消防署	854-0514	雲仙市小浜町北本町114番地25	0957-74-3231
愛野分署	854-0301	雲仙市愛野町甲4440番地1	0957-36-0180
雲仙分署	854-0621	雲仙市小浜町雲仙320番地	0957-73-2283
島原地域広域市町村圏組合消防本部	855-0033	島原市新馬場町872番地2	0957-62-7711
島原消防署	855-0033	島原市新馬場町872番地2	0957-62-7711
北分署	859-1306	雲仙市国見町神代己111番地3	0957-78-2870
南島原消防署	859-2212	南島原市西有家町須川1218番地8	0957-82-2479
布津分署	859-2113	南島原市布津町丙2812番地1	0957-72-2383
有馬分署	859-2415	南島原市南有馬町戊447番地1	0957-85-2399
口之津分署	859-2504	南島原市口之津町丙2093番地7	0957-86-2098
松浦市消防本部	859-4501	松浦市志佐町浦免862	0956-72-1211
松浦市消防署	859-4501	松浦市志佐町浦免862	0956-72-1211
鷹島出張所	859-4305	松浦市鷹島町中通免309-3	0955-48-2119
福島出張所	848-0403	松浦市福島町塩浜免2993番地87	0955-47-2119

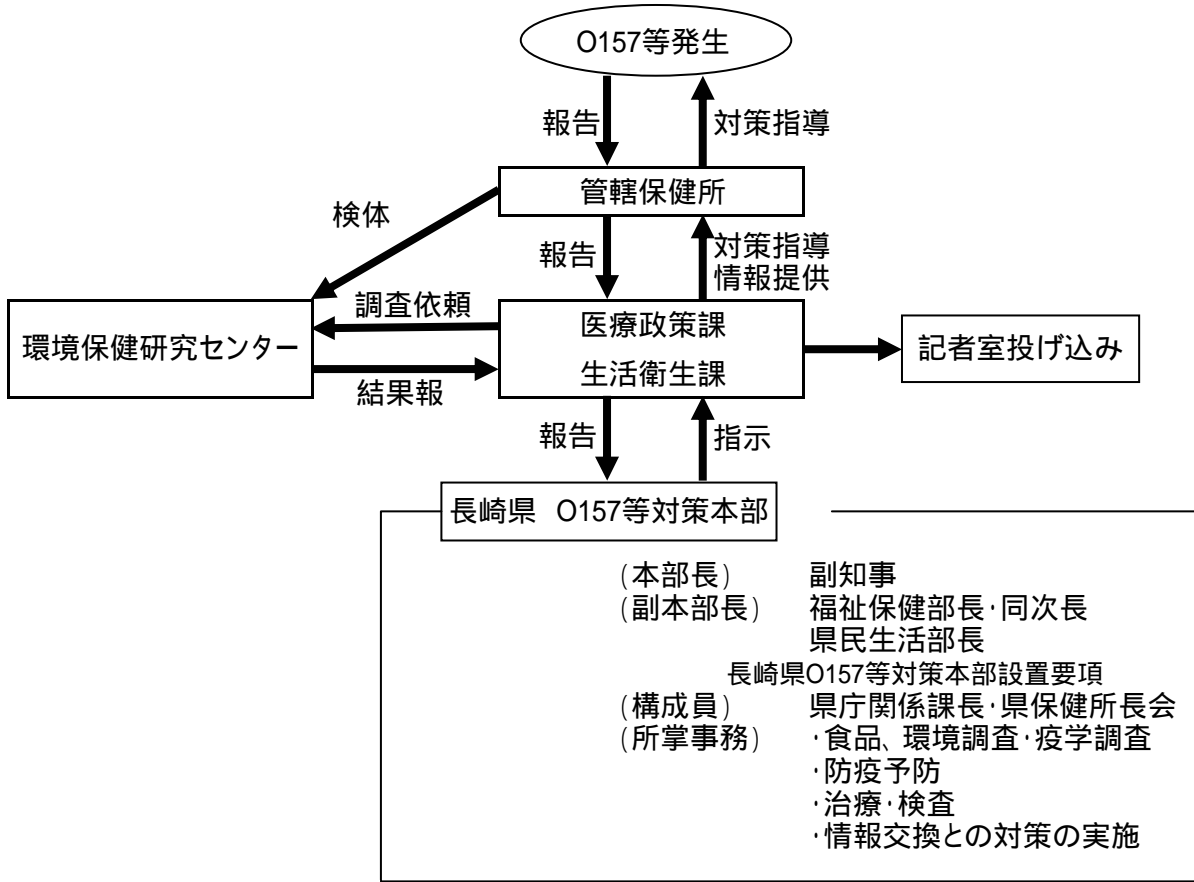
警察署一覽

名称	所在地	電話番号
長崎県警察本部	〒850-8548長崎市万才町4-8	095-820-0110
長崎警察署	〒850-0027長崎市桶屋町65	095-822-0110
大浦警察署	〒850-0921長崎市松が枝町7-25	095-829-0110
稲佐警察署	〒852-8002長崎市弁天町18-4	095-864-0110
浦上警察署	〒852-8134長崎市大橋町26-4	095-842-0110
時津警察署	〒851-2105西彼杵郡時津町浦郷275-1	095-881-0110
西海警察署	〒857-2302西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷162-17	0959-22-0110
諫早警察署	〒854-0062諫早市小船越町1036-1	0957-22-0110
島原警察署	〒855-0033島原市新馬場町890-1	0957-64-0110
南島原警察署	〒859-2504南島原市口之津町丙2113-13	0957-86-2110
雲仙警察署	〒854-0513雲仙市小浜町南本町7-25	0957-75-0110
大村警察署	〒856-0815大村市森園町34-5	0957-54-0110
川棚警察署	〒859-3605東彼杵郡川棚町下組郷385-4	0956-82-3110
早岐警察署	〒859-3216佐世保市勝海町136	0956-39-0110
佐世保警察署	〒857-0043佐世保市天満町4-18	0956-23-0110
相浦警察署	〒858-0917佐世保市愛宕町161	0956-47-5110
江迎警察署	〒859-6101佐世保市江迎町長坂免120-11	0956-66-3110
松浦警察署	〒859-4507松浦市志佐町庄野免131	0956-72-5110
平戸警察署	〒859-5121平戸市岩の上町1462	0950-22-3110
五島警察署	〒853-0015五島市東浜町3-9-1	0959-72-8110
新上五島警察署	〒857-4211南松浦郡新上五島町有川郷733-2	0959-42-0110
壱岐警察署	〒811-5133壱岐市郷ノ浦町本村触551-1	0920-47-0110
対馬南警察署	〒811-0013対馬市巖原町中村633	0920-52-0110
対馬北警察署	〒817-1602対馬市上県町佐須奈甲561	0920-84-2110

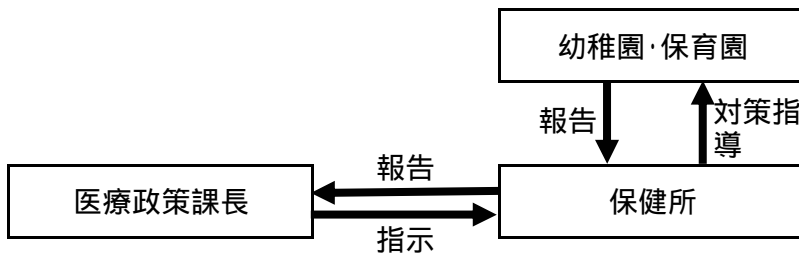
保健所等一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号 等
長崎市保健所	〒850-0031 長崎市桜町6-3	TEL : 095-825-8888 FAX : 095-829-1221
佐世保市保健所	〒857-0042 佐世保市高砂町5-1	TEL : 0956-24-1111 FAX : 0956-25-9684
西彼保健所	〒852-8061 長崎市滑石1-9-5	TEL : 095-856-0691 FAX : 095-856-0692
県央保健所	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	TEL : 0957-26-3304 FAX : 0957-26-9870
県南保健所	〒855-0043 島原市新田町347-9	TEL : 0957-62-3287 FAX : 0957-64-6520
県北保健所	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	TEL : 0950-57-3933 FAX : 0950-57-3666
五島保健所	〒853-0007 五島市福江町7-2	TEL : 0959-72-3125 FAX : 0959-75-0102
上五島保健所	〒857-4211 新上五島町有川郷2254 - 17	TEL : 0959-42-1121 FAX : 0959-42-1124
壱岐保健所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620 - 5	TEL : 0920-47-0260 FAX : 0920-47-6357
対馬保健所	〒817-0011 対馬市巖原町宮谷224	TEL : 0920-52-0166 FAX : 0920-52-7403
環境保健研究 センタ -	〒856-0026 大村市池田2丁目1306-11	TEL : 0957-48-7560 FAX : 0957-48-7570

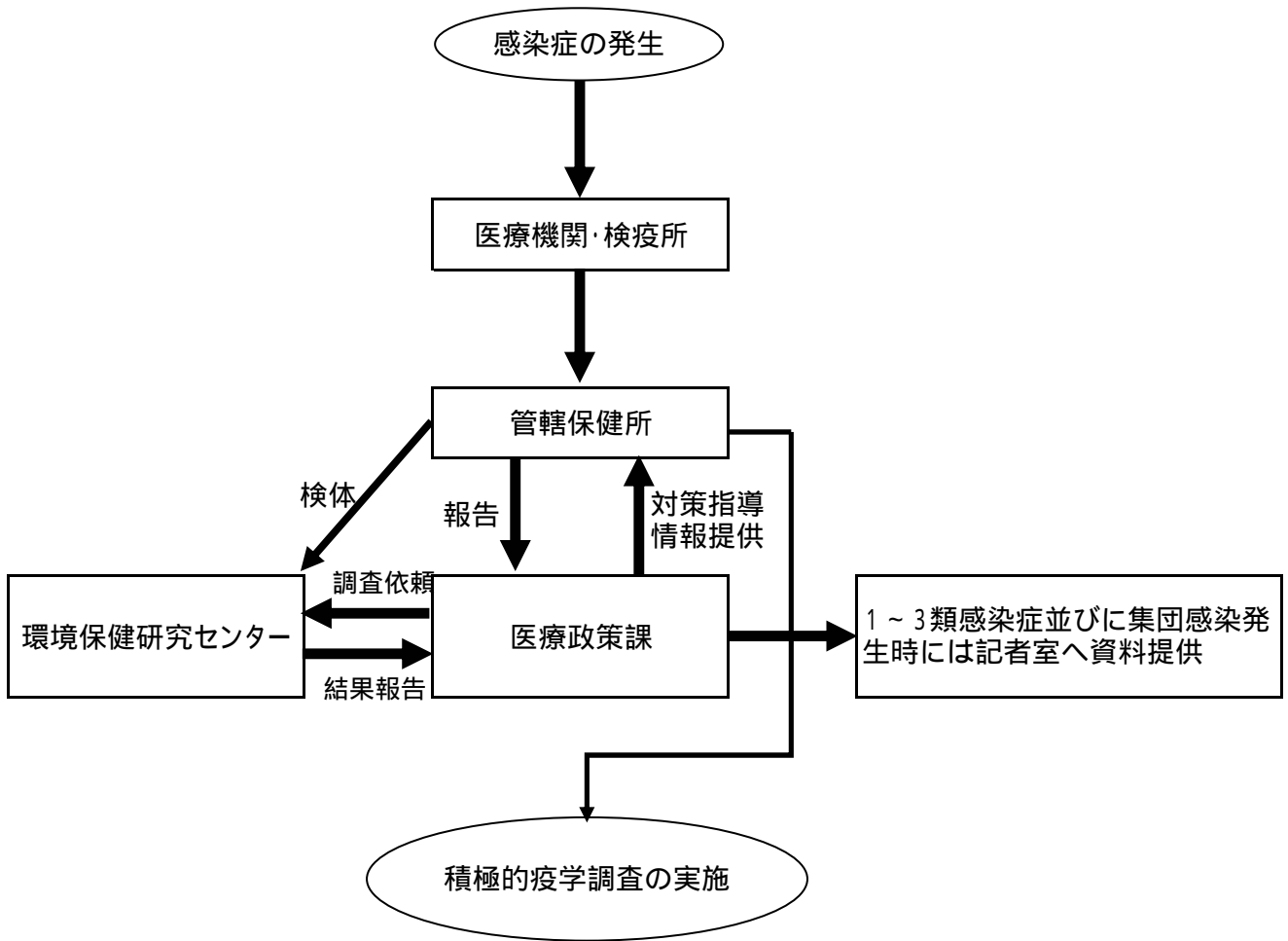
腸管出血性大腸菌O157等発生時の対応フロー図



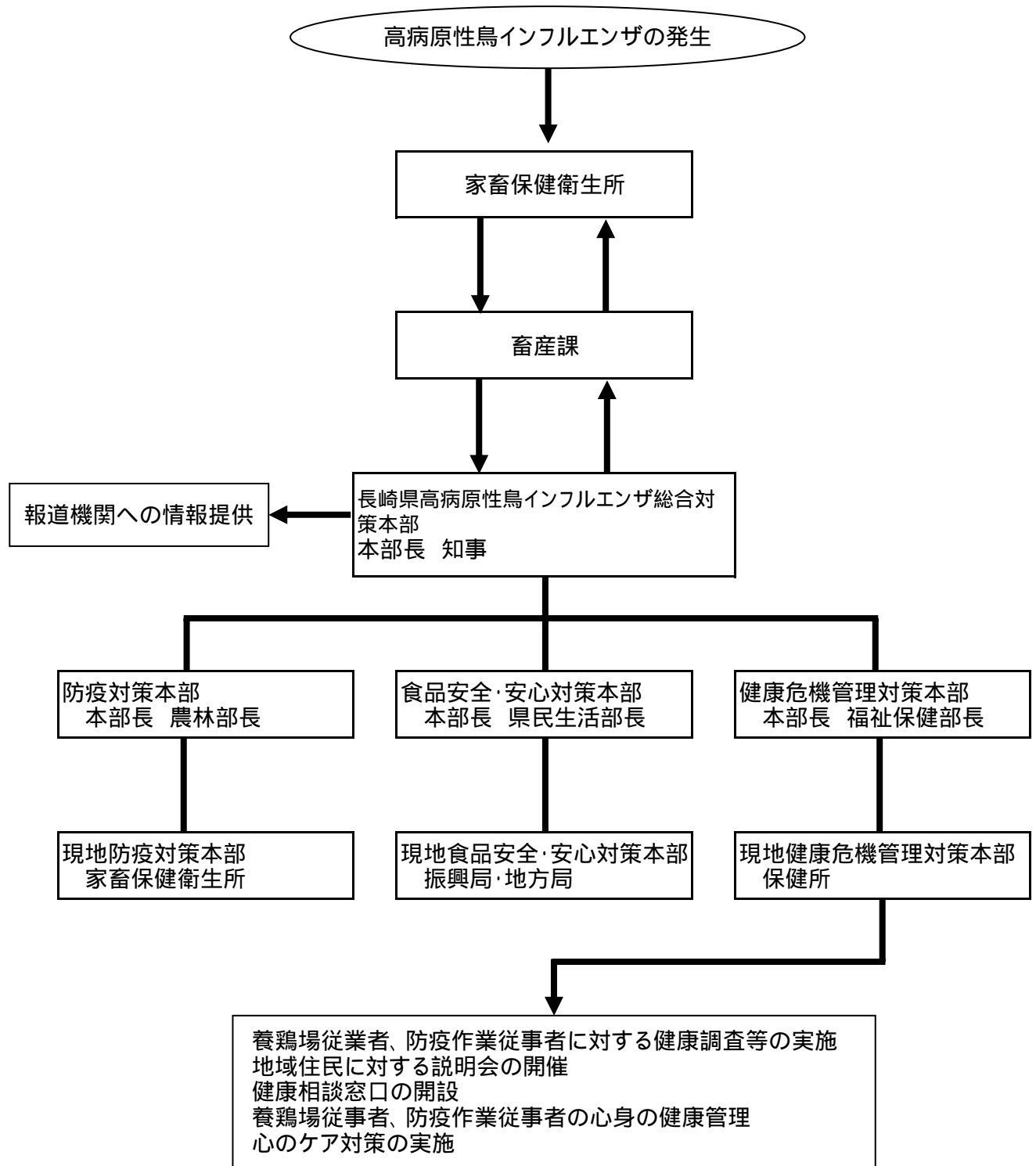
幼稚園・保育園等関連施設における調査



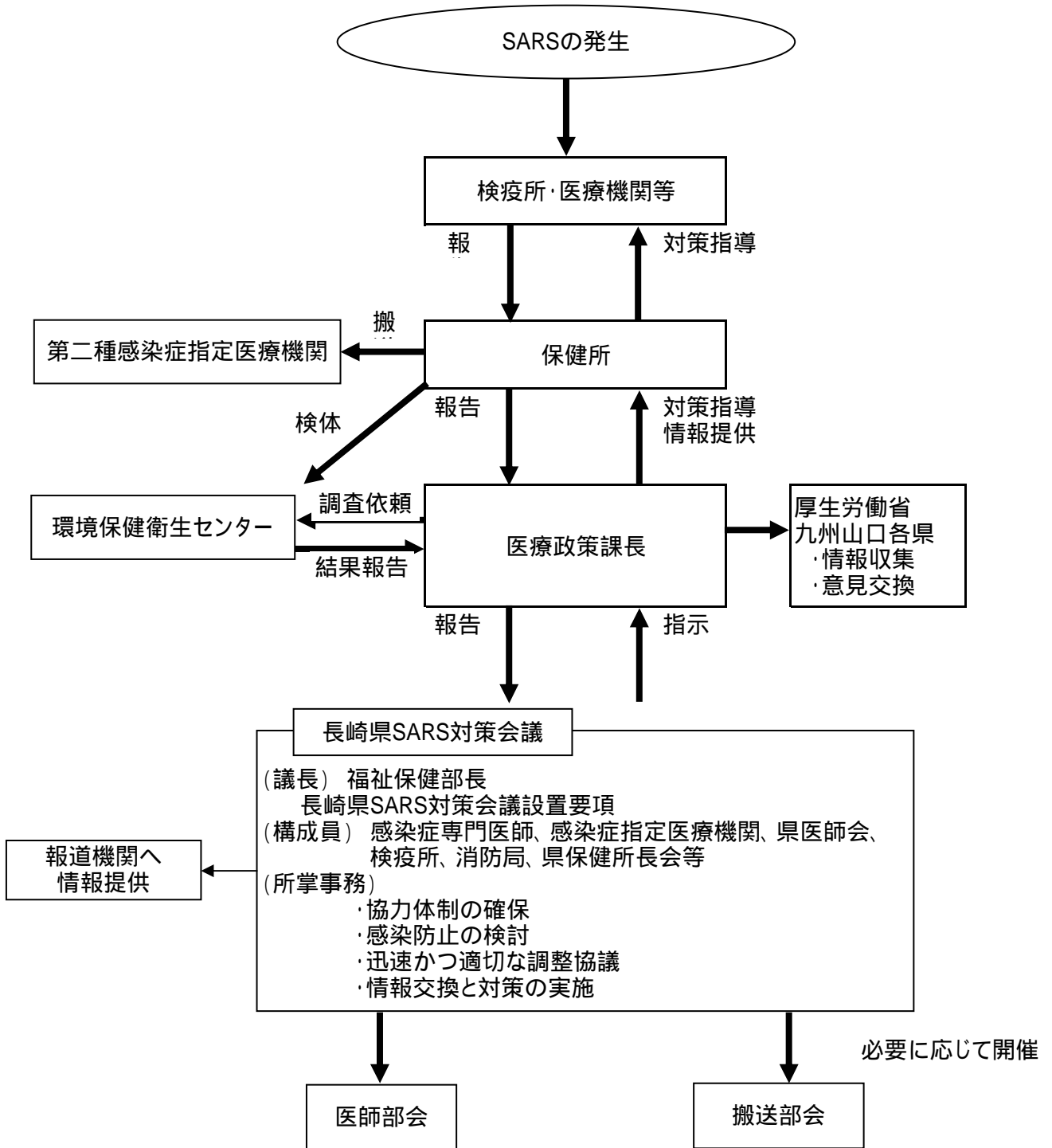
感染症発生時の対応フロー図



高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応フロー図



SARS発生時の対応フロー図



炭疽菌等汚染事故取り扱い要領

1. 通報の受理と指示

- (1) 原則的には通報の受理及び対応の指示は警察。
- (2) 保健所へ通報があった場合は、通報者へは注意等の指示をし、保健所から警察へ通報する。

指示のポイント	パニックにならない	自分の危険増大させる
	適切な郵便物の処理	動き回ることの危険性
	自己による除染の指示	

2. 初動対応は警察

- (1) 現状の把握を十分する。
 - あわてて飛び込まなで、現場にはいるときは状況に応じた装備を着用する。
 - (2) 未開封の郵便物（差出人不明の外国からの郵便物等）への対応。
 - (3) バイオテロによる被害を受けた可能性があるかどうかの判断し、具体的な事例に対応。
 - あやしい粉が漏れている不審な郵便物がある。
 - 不審な郵便物の封を開けたら、不審な粉が出てきて触った。
 - その粉をかぶった。
 - (4) テロを受けた可能性があるときの対応。
 - 被害を受けた人への対応
 - 自己除染の確認、実施していなければ指示し、汚染された可能性のある場所以外での待機を指示すること。
 - 立入禁止処置。
 - 必要があれば検体の採取（粉など）。
 - 検体の搬送
 - 警察から県環境保健研究センターへ搬送検査。
 - 所轄署もしくは県警本部から、管轄保健所もしくは医療政策課へ連絡。
 - 連絡を受けた保健所は、聞き取り調査、消毒等の事後対応を実施する。
 - 医療政策課は、危機管理防災課へ連絡。
 - 危機管理防災課は、長崎県危機管理対応指針による対応を行う。
- * 県警から本庁へ連絡があった場合 医療政策課から当該地域を管轄する保健所へ連絡。
- * 地元警察から保健所へ依頼があった場合 当該保健所は医療政策課へ連絡。

3. 保健所の対応

(1) 汚染を受けた可能性のある部屋または場所にいた人全員のリストアップ。

開封時の状況、汚染の可能性のある時間、部屋の構造、空調等を総合的に勘案し判断。

(2) 汚染を受けた危険性のある人への対応

可能であれば建物内の汚染場所以外での除染(自宅、職場の手洗い、シャワーなど)、保健所への搬送

搬送時念のために本人のマスク着用、頭部カバーの着用等による汚染リスクの低減のための処置への協力を求め、実施する。特に、自宅等で除染が十分でないと判断される場合には必須。

保健所(等)での除染

本土、離島を問わず保健所(等)で、再度シャワーによる除染を行う。

搬送車

保健所公用車等：シート等に使い捨てカバー(病院手術用など)を覆い汚染リスクの低減をはかり、運転手、同乗者はマスク、手袋等を使用する。

搬送先医療機関

保健所から依頼をした管内の協力病院に搬送し、吸入が疑われる人についての鼻腔からの検体採取、予防内服、入院等については医療機関の判断によるものとする。

*吸入が疑われる人

封を開けた人、その周囲にいた人、封を開けたときの状況等でかなり異なるため、事件全体状況から危険性を判断する必要がある。

(3) 汚染の危険性がほとんどない人への対応

可能であれば汚染を受けた建物内で除染。

自宅等の汚染の恐れのない部屋で待機可能。

*待機場所については検討が必要(保健所等でのカウンセリングが必要な場合もある)。

できればもう一度シャワーを浴び、衣服を着替えることがより安全。

希望する人、不安が強い人等には協力病院を紹介、場合によっては検査、入院を考慮する。

(4) 消毒の実施

消毒については、粉等がどのような形態(包装の形態)であったか、飛散状況等汚染状況の聞き取りを行い、現場の状況等と併せて必要性を判断し、闇雲な消毒実施は控える。

消毒の実施については、消毒場所の管理者の了解を得る(焼却、水濡れ等による不利益)。

現状の確認と消毒範囲の設定

一次検査結果は遺伝子検査を含め、検査機関へ検査物到着後5時間程度で判明する予定である。したがって、とりあえずは消毒液を浸したペーパータオル等での飛散防止処置を実施、以後閉鎖し一次検査結果を待って、陽性であれば全体の消毒を行うようにする。

従事者の安全を確保

通報内容によりバイオテロが疑われる場合には、服装等に十分留意する。可能性が低い場合でも、すぐにその場所に飛び込むことはせず状況を確認しながら調査を行う。その場合、最低限、マスク、手袋を着用する。

(5) 消毒方法

粉の飛散を防ぎ汚染拡大を防ぐことをまずはじめに行うことが大切。そのためには汚染部位をペーパータオル等で覆い2%グルタルアルデヒド溶液を散布する。

4. 医療機関での対応

(1) 炭疽菌感染の可能性のある人への対応 協力病院。

咽頭、鼻腔からの検体採取する場合もある。

予防投薬 (FDA 推奨)

とりあえず粉の検査結果判明まで。

成人	シプロキサ	ン1000mg	2 ×	P O
小児	シプロキサ	ン20 ~ 30mg/kg	2 ×	P O
代用薬 (成人のみ)	ドキシサイクリン	200mg	2 ×	P O
* どちらも保険適応がないことに注意、支払いについては検討が必要				

(2) 炭疽病発病者の対応

長崎大学熱帯医学研究所、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターで対応する。

5. 検査機関

県環境保健研究センター、長崎市については市保健環境試験所で実施する。

長崎大学熱帯医学研究所はバックアップとして協力。

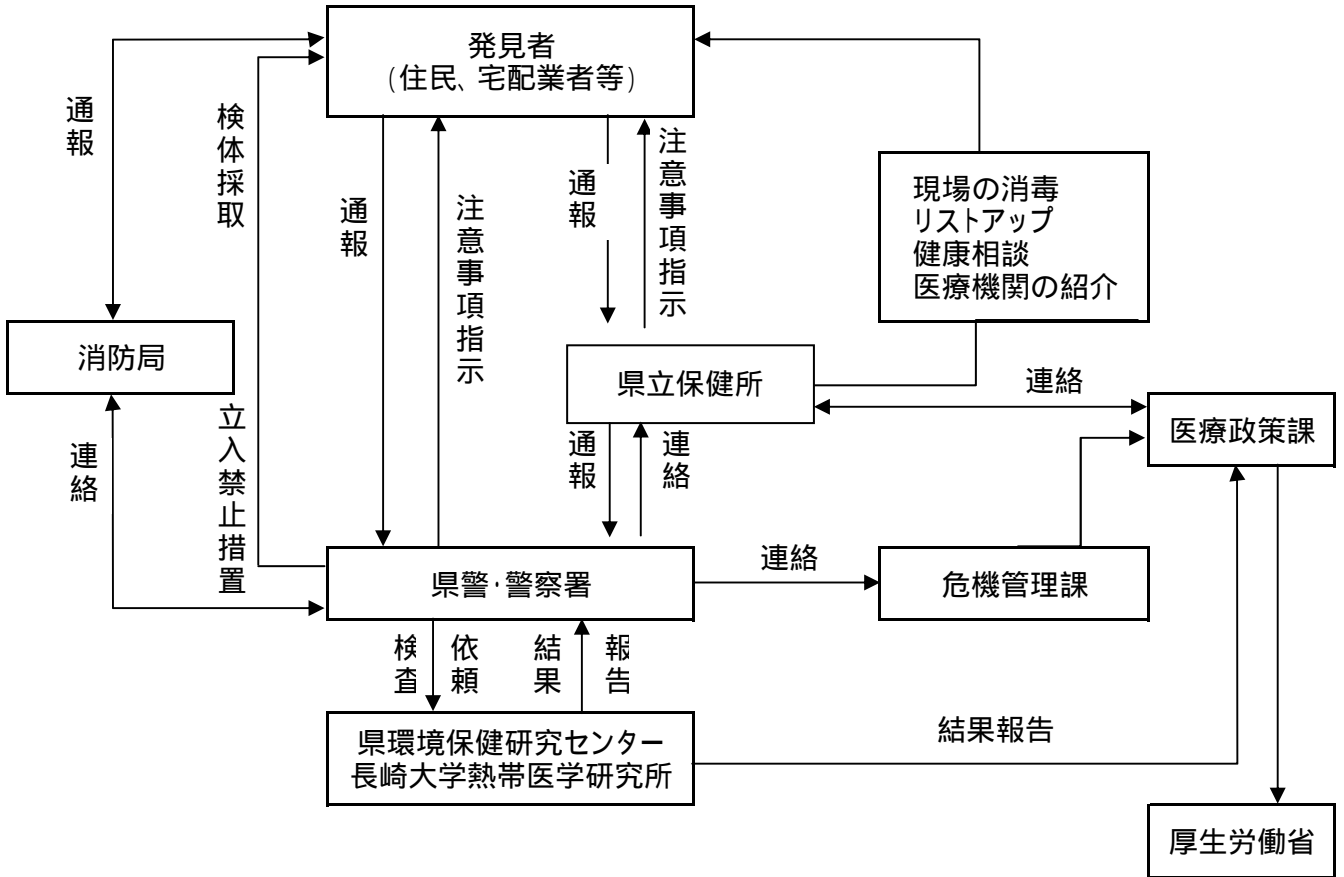
6. 環境汚染の判断

検体の培養後のPCR結果をもって陰性と判定。

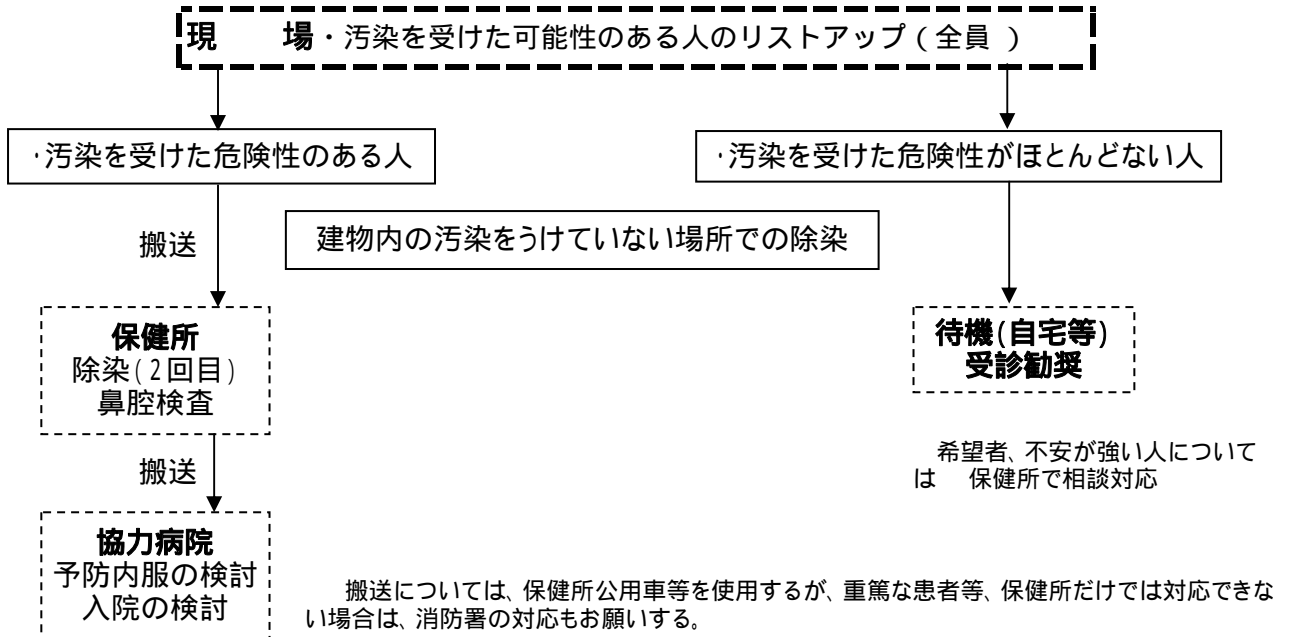
7. 休日夜間の対応

緊急連絡先一覧を作成し、関係機関へ配布。

炭疽等の汚染のおそれのある郵便物等への対応 開封等により粉がもれている場合の連絡体制



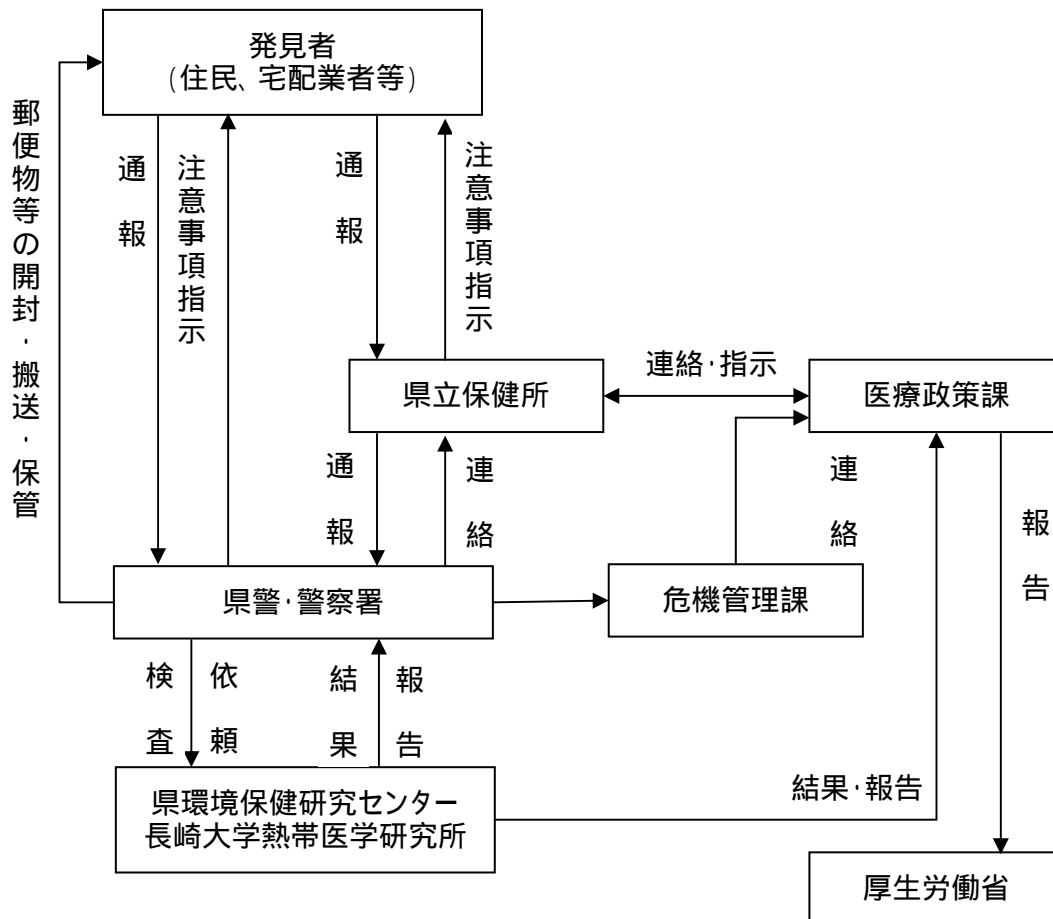
汚染の可能性のある人の流れ



発見者等への注意事項

1. 粉を掃除してはいけない。こぼれた中身を服等何かで覆う。
2. 粉がこぼれている部屋を離れ、ドアを閉め、その区域には人が立ち入らないようにする。
3. 粉が顔に広がるのを防ぐため、手を石けんと水で洗う。
4. 汚染された衣服は、できる限り早く脱ぎ、ビニール袋か密封できる他の容器に入れる。
5. 石けんと水またはぬるま湯でできる限り早くシャワーを浴びる。漂白剤や他の殺菌剤を皮膚に使用し
6. その部屋または場所にいた人、特に、その粉に実際に触れた人全てをリストにする。

未開封で粉がもれていない場合



発見者等への注意事項

1. 封筒等を振ったり、中身を開けたりしない。
2. 封筒等をビニール袋等にいれる。
3. 封筒等を保管している部屋を離れ、ドアを閉め、その区域には人が立ち入らないようにする。
4. 手で顔を触らないように注意して、手を石けんと水で洗う。
5. 封筒等が発見された部屋または場所にいた人を全てリストにする。

資料 9

感染症対策における広域連携に係る実施要領

平成 1 8 年 3 月

第 章 . はじめに

1 . 背 景

近年、SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱などの感染症の脅威が身近にせまっている。特に、こうした新しい感染症の多くは「動物由来」感染症であり、一旦発生した場合には県境を越えて広がることから、広域的な対応が求められている。

このため、九州北部三県では、平成16年度に動物由来感染症における広域連携のあり方について検討に着手し、感染症所管課や地方衛生研究所間における協議の結果、感染症対策全般に対して「広域的な対応を要する感染症発生情報の伝達」、「地方衛生研究所の相互支援」、「保健所等の感染症担当職員の出遣受け入れ」について広域連携を図るとともに、動物由来感染症対策を中心に「標準マニュアルの作成等」を行うことになり、平成17年9月1日に開催された九州北部三県懇話会における了解を経て、同日、「北部九州三県における感染症に対する広域連携に関する協定書」を締結したところである。

また、平成17年10月24日には、九州北部三県として九州地方知事会に同協定書の九州山口全域への拡大について共同提案を行い、九州山口各県で協議の上、平成17年12月22日に九州・山口9県で協定書を締結したところである。

2. 目 的

本実施要領は、『九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定書』の第2条の(1)及び第3条に基づく「広域的な対応を要する感染症発生情報の伝達」、第2条の(2)及び第4条に基づく「地方衛生研究所の相互支援」、第2条の(3)及び第5条に基づく「標準マニュアルの作成等」、第2条の(4)及び第6条に基づく「保健所等の感染症担当職員の派遣受入れ」について、具体的な手順や方法などを示すことを目的として定めるものである。

第 章．広域的な対応を要する感染症発生情報の伝達

1．感染症情報取り扱い窓口の設置

- (1) 九州・山口 9 関係県市の感染症主管課に連絡担当者を設置する。
- (2) 「九州・山口 9 県感染症担当機関緊急連絡網」を別表のとおり定める。

2．対象となる感染症（他県へ情報提供する感染症）

- (1) 他県(九州・山口全県)に影響が及ぶ可能性のある以下の感染症とする。
 - ー 五類感染症で広域的な対応を要するもの。
 - 希少感染症で他県の感染症担当職員の派遣に参考となる事例。
 - その他必要と認める感染症（記者発表後に新聞報道等されることが想定される場合）
- (2) また、福岡検疫所、広島検疫所から提供された輸入感染症情報についても同様の対応を行う。

3．情報提供の手順

- (1) 第一報の情報発信、情報受信の確認
 - ・ 関係県市は、**様式 1** を参考に電子メールにより他県市へ一斉送信する。
 - ・ 他県市は、第一報を受信した旨の返事を電子メールにより行う。
 - ・ 関係県市は、電子メール送信後に返信のない他県市へ、第一報を提供した旨の電話連絡を行う。
- (2) 記者発表資料の送付
 - ・ 関係県市は、記者発表後速やかに、記者発表資料を他県市へ送信する。

4．情報提供時期

- (1) 広域的な対応を要する感染症（2の（1）の、 ）については、患者の確定診断に至る前でも、できる限り早い段階に他県市に情報提供する。
- (2) その他必要と認める感染症（記者発表後に新聞報道等されることが想定される場合）（2の（1）の ）については、記者発表後速やかに他県市に情報提供する。

5．情報の取扱

- ・ 記者発表後（記者発表資料の送付を受ける）までは、関係県市は入手した感染症情報の取扱いは非公開とし、取扱に十分留意する。

第 章．標準マニュアルの作成等

1．標準マニュアルの試行的な検討

- ・平成 16 年度から平成 17 年度において、地域保健総合推進事業「動物由来感染症対策の広域ネットワークの構築に係る研究」(分担研究者：佐藤敏行・佐賀県健康福祉本部長)を活用し、代表的な動物由来感染症対策に関する標準的なマニュアルを策定する。
- ・本標準マニュアルの策定を通じて、標準マニュアルを策定する意義や今後の連携のあり方を検討する。

2．共同の講演会・研修会の開催や行動計画・マニュアル等の交換

(1) 共同の講演会・研修会の開催

- ・関係縣市は、各種講演会や研修会の情報を相互に交換する。
- ・関係縣市は、同様のテーマの講演会・研修会を企画するような場合には、共同の講演会・研修会の開催を検討する。
- ・希少感染症など他縣市が経験したことのない感染症が発生した県は、講師の派遣や事例検討会の開催など、他縣市へ経験・教訓を伝達する。

(2) 行動計画・マニュアル等の交換

- ・関係縣市は、相互に行動計画やマニュアル等の交換・提供を行う。
- ・交換・提供時には、できる限り電子媒体による交換・提供を行い、事務の効率化に配慮する。

3．共同プロジェクトの実施

- ・関係縣市は、共同の講演会・研修会の開催、行動計画・マニュアルとの交換などを行う過程で、関係縣市が相互に連携して対応すべき課題があると認識された場合には、検討会等を設置し、共同プロジェクトを検討(例．抗インフルエンザウイルス薬の確保に係わる統一した方針の検討、特定の感染症に対する標準マニュアルの策定等)する。

第 章 . 保健所等の感染症担当職員の派遣受入れ・支援要請

1 . 保健所等の感染症担当職員の派遣受入れ

(1) 派遣する感染症の種類

- ・ 関係県市は、感染症発生県市からの感染症情報の伝達を受け、当該感染症に対する対応を経験することが有用であると認めた場合には、感染症発生県市に対して、保健所職員等の派遣受入れを要請する。

< 例示 >

希少感染症が発生し、関係県・市において感染症予防対策が参考となる事例の発生（例：オウム病発生時の疫学調査等）

大規模感染症が発生しその対応について関係県・市において感染症予防対策が参考となる事例（集団的に供給された食品を原因とした大規模腸管出血性大腸菌発生事例に対する医療供給体制、疫学調査体制等の対応状況の視察研修等）

(2) 派遣受入れの手順

- ・ 関係県市の主管部長は、感染症発生県市の主管部長に対して、**様式 2**を参考に、以下に示す事項を明らかにして文書により派遣受入れの要請を行うものとする。ただし緊急又は迅速性を要する場合は、公印を省略した文書をファクシミリ又は電子メールで送信することにより要請することができるものとする。

派遣する職員の人数・職名等

派遣する期間

その他

- ・ 感染症発生県市の主管部長は、できる限り派遣受入れの要請を受け入れるものとし、保健所及び試験研究機関の長に対して必要な指示をするものとする。要請を受けた感染症発生県市の主管部長は、これに応ずることができないときは、その旨を速やかに関係県市の主管部長に通知するものとする。

(3) 派遣の中断

- ・感染症発生県市の主管部長は、派遣要請を受諾後に派遣を中断しなければならないような特別な事態が生じた場合は、発生県・市の主管部長と協議し派遣を中断することができる。

(4) 派遣に要した経費負担

- ・派遣に要した経費は、派遣要請を行った関係県市(派遣元)の県市の負担とする(通常、出張という形態が想定される)。

2 . 保健所等の感染症担当職員の支援要請

(1) 支援する感染症の種類

- ・関係県市は、次のいずれかに該当すると判断した場合に、その他の関係県市に対して支援を要請する
 - 感染症事例が拡大して疫学調査・消毒等に必要人員に支障を生じる事態に至った場合
 - 感染症事例が拡大して試験検査に必要な人員に支障を生じる事態に至った場合
 - その他、関係県・市の主管部長が必要とする場合

(2) 支援要請の手順

- ・関係県市の主管部長は、支援を要請する場合、様式3で下記の事項を明らかにして上記同様の手続きで要請するものとする。

感染症の種別

感染症発生の日時、場所及び被害の状況

支援の内容並びに人員数等

支援を希望する期間

前各号に掲げるもののほかその他関係県市主管部長が必要と判断した事項

(3) 支援の受入れ

支援要請を受けた主管部長は、できる限り支援を受け入れるものとし、保健所及び試験研究機関の長に対して必要な指示をするものとする。

(4) 支援の中断

- ・支援を行なった県市の主管部長は、支援を中断しなければならないような特別な事態が生じた場合は、感染症発生県・市の主管部長と協議し支援を中断することができる。

(5) 支援を受けた経費負担

- ・支援に要する費用負担については、感染症発生県市の負担とする。
- ・支援を受けた県・市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた県・市から要請があった場合には、支援をした県・市は一時繰替支弁するものとする。
- ・前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し、必要な事項は、別紙「支援経費負担基準」のとおりとする。
- ・その他、この要領に定めのない事項は、各自治体が協議して定めるものとする。

第 章 . 地方衛生研究所における試験検査の分担

1 . 相互支援を行う試験検査の種類

相互支援を行う試験検査の種類は次のとおりとし、詳細は、別添**健康危機管理における九州ブロック地方衛生研究所広域連携マニュアル**に定める。

- (1) 希少感染症の同定が困難な感染症
- (2) その他特に必要と認める場合

2 . 相互支援の要請

- (1) 関係県・市の主管部長は、次の事項を明らかにして**別添様式4「九州・山口九県地方衛生研究所相互支援依頼書」**により検査の依頼を行うものとする。ただし、緊急又は迅速性を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールによる要請ができるものとする。

- 1) 感染症の種別
- 2) 感染症発生の日時、場所及び発生の状況
- 3) 応援要請の内容(検査件数等)
- 4) 応援を必要とする期間
- 5) 前各号に掲げるもののほか発生地の主管部長が必要と判断した事項

- (2) 前項の依頼は、行政検査として行う。
- (3) 検査結果については、公文で回答する。

3 . 費用負担

- (1) 検査に要した費用は、**別紙様式 5 「九州・山口九県地方衛生研究所相互支援検査に係る費用請求書」**で請求を行うものとする。
- (2) 検査に要した試薬、器材、搬送に要した費用は、実費相当分とする。
- (3) 現物による支弁も行えるものとする。

第 章 . 実施要領の改訂

本実施要領は、感染症主管部長の協議を経て策定されたものであり、本実施要領を見直す場合は、感染症主管部長の協議を踏まえて改訂するものとする。

但し、『九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定書』で定められた基本方針は改定できない。

支援経費負担等基準(参考)

1 支援を行う疫学調査に係る職員、試験検査職員(以下「支援職員」という。)に要する経費の負担等

- (1) 第6条に定める支援職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。
- ア 支援を受けた県・市が負担する経費の額は、支援をした県・市が定める規定により算定した当該支援職員の旅費及び諸手当の範囲内とする。
 - イ 支援職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償に要する経費は、支援を受けた県・市の負担とする。
 - ウ 支援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては支援を受けた県・市が、支援を受けた県・市への往復の途中において生じたものについては支援をした県・市が賠償の責めに任ずる。
 - エ ア、イ及びウのほか、支援職員の派遣に要する経費については、支援を受けた県・市及び支援をした県・市が協議して定める。
- (2) 支援を受けた県・市は、支援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 支援をした県・市は、第6条に定める支援に要する経費を一時繰替支弁した場合にあっては、1に掲げる経費に相当する額を、支援を受けた県・市に請求する。
- (2) (1)の請求は、支援をした県・市の知事名による請求書により、支援を受けた県・市の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、支援を受けた県・市及び支援をした県・市が協議して定める。

3 経費負担の免除

関係県・市が自らの判断で支援を行う場合、支援を行う関係県・市が負担することを妨げない。(大規模災害救援と同様の判断)

FAX 送信票

保健所等の感染症担当職員の派遣受入れ要請書(様式2)

【あて先】

_____ 県・市 _____

_____ 様

【送信者】

所属機関 _____

発信者 _____

電話 _____

F A X _____

感染症の種類	
派遣する職員	職名 氏名
派遣する期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)
その他	

FAX 送信票

保健所等の感染症担当職員の支援要請書(様式3)

【あて先】

_____ 県・市

_____ 様

【送信者】

所属機関 _____

発信者 _____

電話 _____

F A X _____

感染症の種別	
発生日時	年 月 日 時受理
発生場所	
状況	
支援業務内容	
支援希望職員	希望人数 ()人 希望職種
支援希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)
その他	

別添様式4

九州・山口九県地方衛生研究所相互支援 検査依頼書(案)

第 号
平成 年 月 日

(検査機関 県(市)感染症対策主管部長 名)
県(市) 部長 様

(発生地 県(市)感染症対策主管部長 名)
県(市) 部長 印

下記のとおり、検査を依頼します。

記

- 1 感染症の種類
- 2 感染症の発生日時
- 3 感染症発生の場所
- 4 感染症発生の状況
 - (1)患者数 名(死者数 名)
 - (2)検査対象者 名(推定 名)
- 5 支援要請検査の内容
 - (1) 検査項目
分離同定、遺伝子検出、遺伝子解析、毒素確認、
抗体(抗毒素)価測定
 - (2)検査数 件(延べ項目数 件)
- 6 支援を必要とする期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 7 その他参考となる事項
- 8 添付書類

九州・山口九県地方衛生研究所相互支援 検査に係る費用請求書

第 号
平成 年 月 日

(発生地 県(市)感染症対策主管部長 名)
県市 部長 様

(検査機関 県(市)感染症対策
主管名)
県市 部長

印

平成 年 月 日付け 第 号により依頼のあった検

検査の名称等		依頼番号	単価	員数	検査費用
感染症名	検査区分				
合 計			件 数	金 額	

査を終了しましたので、次のとおり費用を請求します。

* 検査に要する費用の単価については、地方衛生研究所相互支援に係る実施要領の規定により算定された金額を記入する。

原因不明の健康被害が発生した場合の情報共有マニュアル

1 原因不明の健康被害の定義

調査や検査の結果によって、感染症、食品衛生、医療安全、医薬品等安全、飲料水安全や生活環境安全のいずれの分野に分類されるか推測困難なものをいう。

※ 「推測困難なもの」には、「感染症か食品衛生のいずれかの分野であると推測されるがいずれの分野かはつきりしない」ものは含まない。

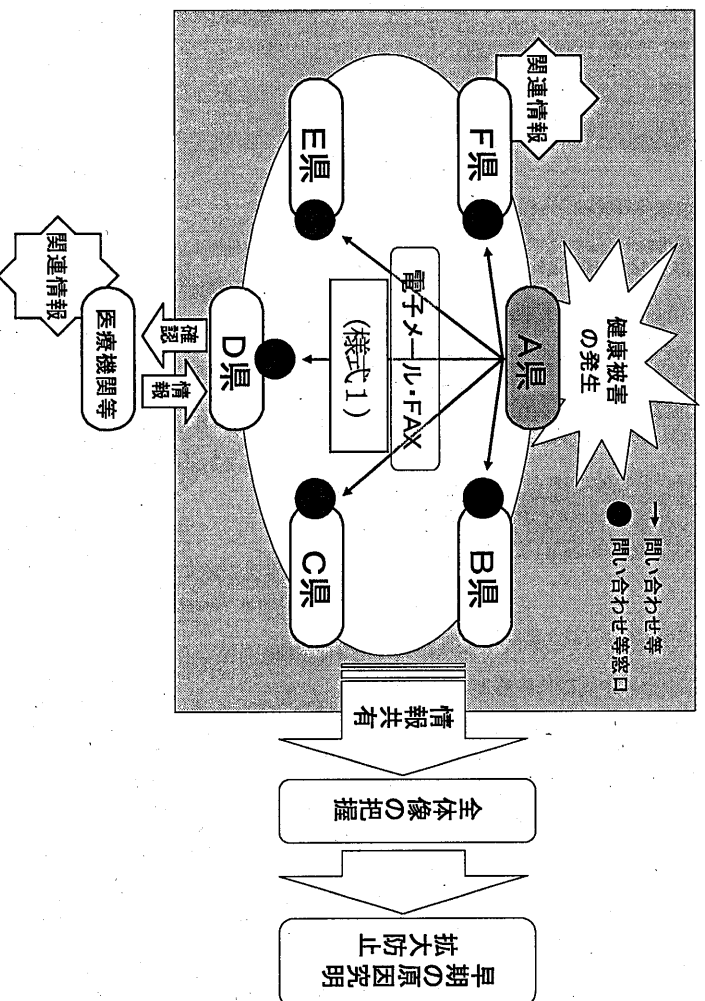
2 原因不明の健康被害の担当窓口（以下、「原因不明担当窓口」という）の設定

- ① 原因不明担当窓口は九州山口各県の健康危機管理担当課とする。
- ② 原因不明担当窓口は、毎年度改訂する「九州山口各県健康危機管理連絡網」（以下、「連絡網」という）により情報共有を行うこととする。

3 原因不明の健康被害が発生した場合の対応

- ① 原因不明の健康被害が発生した場合で、他県での発生状況等を確認する必要があるときには、様式1により、原因不明の健康被害が発生した県から他県の原因不明担当窓口にお問い合わせる。
- ② 問い合わせを受けた原因不明担当窓口は、当該県において関係する部署に協力を求め、当該県で同様の事例の発生がないか、発生がある場合にはどのような状況かなどについて確認する。
- ③ 問い合わせを受けた県において確認した結果については、とりまとめた上で、問い合わせをした県の原因不明担当窓口へ報告を行う。
- ④ 原因不明の健康被害が発生した県は、③において他県が確認した結果を、連絡網により、九州山口各県の原因不明担当窓口へ情報を提供する。
- ⑤ 原因不明の健康被害の原因が明らかになった場合は、九州山口各県で共有した情報を担当課へ引き継ぐとともに、九州山口各県の原因不明担当窓口へ情報を提供する。

■原因不明の健康被害の担当窓口（イメーじ）



【広域的な対策を要する場合】

- ① 広域的な対策を要すると判断される場合には、必要な対策を検討するため、発生県と九州山口各県健康危機管理担当者会議の当該年度幹事県で協議して会議を開催することができるものとする。
- ② 会議には、九州山口各県健康危機管理担当者会議のメンバー以外の関係者も必要に応じ参加できるものとする。
- ③ 会議の開催場所については、発生県と当該年度の九州山口各県健康危機管理担当者会議の幹事県が協議して決定する。

4 情報共有後の確認等

- ① 共有された情報について、関連性などの検討は、九州山口各県の健康危機管理分野の各担当部署において行う。
- ② 必要があると認められるときは、各県の担当部署は、当該情報に関して他県の担当部署に問い合わせるものとする。

九州・山口各県健康危機管理連携会議設置要項

(設置及び目的)

第1条 九州・山口各県の健康危機管理に関し、県域を越えた連携を図るため九州・山口各県健康危機管理連携会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、九州・山口各県健康危機管理担当者をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、各県の持ち回りにより、原則として年1回開催する。(以下、会議開催を担当する県を「事務局」という)

2 会議の開催場所については、事務局が各県と協議して決定する。

3 会議に必要があると認められるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

(協議事項)

第4条 会議は、設置目的を達成するため、次の事項について協議する。

(1) 「健康危機管理の広域連携」の推進に必要な事項

(ア) 「健康危機管理に係る情報の伝達・共有」に必要な事項

(イ) 「健康危機管理に係る研修・訓練」について必要な事項

(2) その他必要と認める事項

(庶務)

第5条 会議の庶務は、事務局において処理する。

(補足)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附則

この要項は、平成26年3月12日から施行する。

【第 報】【確定版】

回答期限
月 日
時 分

「原因不明の健康被害」情報連絡票

連絡者	所属名			
	氏名			電話
	FAX	メールアドレス		
提供先 チェックを入れる	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
	山口県	九州厚生局	その他()	
連絡日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)			

1 健康被害の概要 (何が起きたか)	(主な症状、疾患名等)
2 発生又は探知日時	平成 年 月 日 () 時 分 (24時間表示)
3 発生場所	(所在地等： 発生場所、 患者住所)
4 患者情報	(患者の属する団体等の名称、人数、年齢、性別、共通暴露や行動の有無、推定原因物質等)
5 発生規模	(可能な範囲で被害の拡大状況、拡大予想も記載)
6 対応状況	(応急措置の実施状況、検査の有無等)
7 公表の有無・時期・方法	公表済 公表予定 公表なし 公表日： 平成 年 月 日 () 時 分 (24時間表示) 方法 記者会見の開催 (対応者：) 報道資料の配布
8 今後の対応方針	
9 その他	

受信者の対応状況

受信者	所属名：	
	氏名：	電話：
関係者への連絡状況		
その他対応状況		

保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

（通則）

- 1 （省略）地域保健医療等推進事業（省略）に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、老人保健法、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法、保健所において執行される事業等に伴う経理務の合理化に関する特別措置法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この国庫負担（補助）金は、老人保健、感染症対策、地域保健医療推進対策等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い又は予防接種による健康被害者を救済し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

（省略）

（2）疾病予防対策事業費等補助金

（省略）

（エ）地域保健医療等推進事業

（省略）

b 平成18年6月30日健発第0630003号厚生労働省健康局長通知の別添2「地域健康危機管理体制推進事業実施要項」により、都道府県、政令市及び特別区が行う事業

c 平成18年6月30日健発第0630003号厚生労働省健康局長通知の別添3「地域健康危機管理対策特別事業実施要項」により、都道府県、政令市及び特別区が行う事業

（省略）

（交付額の算定方法）

- 4 この国庫負担（補助）金の交付額は、次により算定された合計額とする。この場合において、3の（2）（（サ）の事業を除く。）の事業については、区分ごとの算定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（省略）

（5）3の（1）のウ、エ、オ、（2）のア、イの（ア）（イ）（緊急肝炎ウィルス検査事業を除く。）

（エ）（オ）（カ）（キ）のa、b、（ク）（ケ）（コ）（シ）（ス）及び（セ）の事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(省略)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(省略)

(疾病予防対策事業費等補助金)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域健康 危機管理 対策事業 費	地域健康危機 管理体制推進 事業費	厚生労働大臣が 必要と認めた額	地域健康危機管理体制推進事業の 実施に必要な報償費、旅費、需用費(消 耗品費、食料費、印刷製本費)、役務 費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
	地域健康危機 管理対策特別 事業費	厚生労働大臣が 必要と認めた額	地域健康危機管理対策特別事業の 実施に必要な職員手当等(時間外勤務 手当)、賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製 本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費	10/10